

広域市町村圏の自治体化 － 合併の代替案 －

Conversion the Alliance of Communities to a Self Government Body
－ An Alternative to the Consolidation Communities －

和田 尚久
Naohisa Wada

はじめに

現在、市町村合併が強力に推進されている。総務省は飴と鞭を用意し、小規模市町村を合併に駆り立てている。これを受けて、多くの市町村が合併協議会を立ち上げている。それと同時に、かなりの割合で合併協議会が解散している。これは、現在の合併推進に無理が多いことを示しているように思える。

筆者は、現在の強制的にも見える市町村合併のあり方には批判的である。さりながら、中央政府の財政逼迫を契機として、地方財政制度が大幅な変革を必要としていることも否定できない。市町村の合併促進を批判するなら、何らかの代替策の提案が必要である。そこで、現在進められている市町村合併への代替策として、広域市町村圏の自治体化を提案する。本稿では、この提案に関連する事項について考察する。

広域市町村圏の自治体化は、郡制復活と言ってもよい。しかし、郡制という表現を使用すると、旧郡をそのままの形で復活させるとの誤解を招くことがある。それで、広域市町村圏の自治体化と表現することとした。

1. 市町村合併の沿革

(1) 過去の市町村合併¹⁾

日本の町村の数は、明治21年末には71,314あった。これは江戸時代の自然発生的町村を受け継いだものである。明治22年に市制・町村制が施行された。その際、300～500戸を標準として全国一律に町村合併を強行し、市町村数は15,859となった。これを「明治の大合併」と呼ぶ。明治の大合併の目的は、町村の規模を、戸籍や小学校等の行政事務を行えるものにするのであった。

その後市町村の数は緩やかに減少していった。大正11年の市町村数は12,315であり、昭

和20年には10,520であった。昭和28年に「町村合併促進法」が施行された。また、昭和31年に「新市町村建設促進法」が施行された。これにより、28年10月には9,868あった市町村が36年6月には3,472と約3分の1になった。これは「昭和の大合併」と呼ばれる。この合併促進措置も、人口8,000人を標準として、新制中学校を運営できる人口規模を達成することが目的であった。

昭和37年に「市の合併の特例に関する法律」が施行された。これを先駆けとして40年に10年間の時限立法で「市町村の合併の特例に関する法律」が施行された。この法律の有効期限は、昭和50年、60年、平成7年に、多少の変更を加えつつもう10年ずつ延長された。平成7年3月末の市町村数は3,234であり、34年の間に138減少した。その大部分の125は昭和40～50年の10年間に行われたものである。そこからすると、その後の延長は余り効果がなかったと言える。

(2) 現在の市町村合併

現在、少子高齢化が進み、日本の人口はほぼピークに達した。今後、人口は減少していく。出生数の減少とともに、人口構成の高齢化が進む。特に、小規模町村程高齢化の進展が早く、財政需要は増えるが財政収入は減少していく状況にある。

これとは別に地方分権の推進は、長い間、わが国地方自治制度の課題とされてきた。現在の地方分権推進は、国から地方へ移転する財政資金の削減と共に行われる予定である。資金移転額を削減すると同時に税源委譲が行われる。その際、中央政府は財源の一部を留保する。そうでなくては、財政再建はできない。税源移転の恩恵は、都市部に多くが回ってしまう。元々税源が乏しい小規模市町村は、地方に税源が移転されても税収増に中々結びつかない。

地方分権の推進は、行政サービスの多くを自治体が独自に進める範囲を増やす。そこでは、財源や権限のみならず、政策を企画立案するスタッフの充実も求められる。そのようなスタッフを確保するためには、ある程度以上の市町村職員規模が必要である。

このような観点から、平成の合併は促進された。更に、平成11年に合併推進のため、住民発議制度の充実、地方交付税の特例措置の拡充、地方債の特例（合併特例債の創設）、地域審議会制度の創設、議員年金の特例等が盛り込まれた²⁾。

このような措置がとられ、平成11年4月の市町村数3,229に対して、平成14年3月末の市町村数は3,218、15年3月末は3,212であり、平成7年からの8年間に22減少した。平成16年9月末には3,081となり、11月には2,939になった³⁾。

(3) 市町村合併の展望

合併特例法の期限の期限切れを控えてかなり合併は進展した。同法の期限である17年の

3月末までには市町村数は更に減少するものと予想されている⁴⁾。合併協議会の状況等から、その後においても、数十の市町村が合併を行うものと見込まれている。合併促進策が効果を表してきたのである。

合併特例法は、平成7年に新法の制定に近いと言われる程の大改正⁵⁾が行われた。それでも、合併推進策は一定の成果を示したのは、平成13年に成立した小泉政権の強力な推進によるものである。それでも、明治と昭和の大合併に比べると迫力に欠ける。

平成の市町村合併促進は、地方の側に実感できる合併の理由が乏しい。明治期の合併推進は、小学校を維持できる人口規模の確保、昭和は中学校を維持できる規模の達成が目標となっていた。これらは、合併の必要性が分かり易いものであった。平成の合併は、合併に伴う特例債の発行と交付税の特例措置といった、誘導措置が講じられている。

それ以上の動機づけは乏しく、政令指定都市形成といった分かりやすい目的を持たない地域では、合併の機運は中々盛り上がらない。合併に応じない小規模市町村の切り捨てを鞭に合併推進が行われている。恐怖感に駆られて合併に取り組む町村は多いであろうが、積極的とは言いかねる。

2. 合併推進目的

(1) 市町村の強化・拡大

現在の日本の地方行政制度は、基礎的自治体の名の下に、市町村に多くの行政事務の責任を負わせている。補完性原理に忠実とも言えるが、負担過剰になっている。日本における行政サービスの多くは地方公共団体に担われている。地方公共団体の側も、より多くの行政事務を引き受けることが、地方自治の促進と考えているようである。地方行政には、内容・量共に、均一性が求められる。歳出構造は比較的似通ってくる。一方、地域間経済力格差により、税源は偏在している。すなわち、地方の税源不足を中央政府からの資金移転で埋めてきたのが、日本の地方財政であった。特に財政力が乏しい町村についてはこれが該当した。

このような状況においては、最富裕団体の財政収支を均衡させて、その他の団体は中央政府から資金移転を行う方式の採用は妥当性がある。これが全体として地方が得る資金額を抑制することになる。

中央政府の財政再建が、現在の急務であることには、国民的合意が存在するであろう。そのためには、中央政府から地方政府への資金移転を強力に抑制する必要がある。中央政府の税収の4分の3、あるいは、中央政府一般歳出の3分の2が地方財政への移転支出となっているからである（平成16年度予算）⁶⁾。

交付金、補助金の削減と税源移転を同時に行うという、いわゆる三位一体改革は、中央

政府の財政再建策としての側面を強く有する。地方政府への資金移転削減を推進すれば、徴税力の乏しい団体は財政的に行き詰まることが予想される。市町村合併の推進は、弱小団体を事前に救済する効果を持つ。

日本の市町村は、欧米諸国の市町村に比べて、行政範囲や財政力は飛び抜けて大きい。日本の市町村合併の必要性は、行財政上の権能が、小規模な町村の力を越えるものであるところに起因する。人口1万人の町であると、自治体によっても異なるが、職員数は100人余である。これでは、各々の行政の専門家は育ちにくい。自治体独自の政策を考える企画部門のスタッフも育ちにくい。市町村合併とは、基礎的自治体として、可能であれば全ての行政サービスの担い手になることが期待される市町村に、スケール・メリットを与えようとするものである。

(2) 新保守主義

現在の合併推進は、以上のような経緯や背景を考えてみても、中央政府による圧力が過大との印象が否めない。一般的な合併推進の流れは、法整備の形で行われてきた。それでも余り大きな合併推進とはならなかった。明治や昭和の大合併時のような、喫緊の必要性がないのであるから、それも当然である。

それが、交付金の削減・補助金の削減という鞭と、交付金で処理する約束の合併特例債という餌によって一段の合併促進が行われた。また、2002年11月に出された地方制度調査会の西尾副会長から合併について試案が出された。これによれば、合併推進後も残った小規模団体は、権限を縮小されるか、他の市町村の内部団体化するという取り扱いを考えるべきとされた⁷⁾。この私案に沿った形で今後国の方針がまとめられるのであれば、「小規模な町村は、財政的特例措置の受けられる合併特例法の期限内に合併するか、合併特例法の期限後に現在のような財政特例措置がない中で合併するか、あるいは権限縮小団体や内部団体といった例外的な形で存続するか、これら3つのうちから厳しい選択を迫られることになる。」⁸⁾ ことになる。

これは地方自治を全く無視したような合併促進である。これについては、『平成市町村合併』は、政権党の政治的利害と『構造改革』イデオロギーが主な推進力になり、それを官僚や審議会が政策（論理・手段）でガイド、フォロー、補完しながら推進されたといえる。こうして政策論としての合理性に欠け、政策論理と推進手法の間にも矛盾を含むこの政策が、それでも政治の力によって強行的に進められてきたのである。」⁹⁾ との見解が説得力を持つのである。

3. 合併の功罪

(1) 合併の功

合併の功は、弱小団体の減少（消滅）であり、これより2つの効果が見込める。第1は、基礎的自治体である市町村の行政力強化である。第2は、財政力が弱い自治体の減少により、国から地方へ回す資金の削減が可能となることである。

日本の市町村は、地方行政事務の大部分を引き受ける形となっている。また、地方公共団体は、日本における政府部門の行政サービスの大部分を引き受けている。日本の市町村は仕事が多いのである。地方分権が進んでいるとされる諸外国では必ずしもそうではない。市町村の行政事務の範囲は狭く、課税権も限定されている。元々が連邦制であるアメリカやドイツの中央政府と州の関係は、日本の県に比べれば州が強い。しかし、州や中央政府の法によってできている自治体については、州の権限が強い。行政の主体部分は、ドイツであれば、州と市町村の間にある郡が大きな責任を負っている。

日本の市町村には、小は数百人規模の団体がある。そして、「人口五千人未満の町村では個人住民税で首長や議員などの特別職の報酬を賄えない」¹⁰⁾とされる。従来市町村の人口規模が権限移譲の基準とされてきた。政令指定都市や中核市制度はその現れであり、他の条件はあるが、実質的には人口基準が全てであった。そして「第一次分権改革の作業過程で個別法を所管する省庁側は人口一〇万ぐらいの自治体を事務権限の受け皿としては認めなかった。人口二〇万人以上の都市を事務権限の受け皿として認めるのがやっとであった。」¹¹⁾とされる。

すると合併は、人口5千人以下（あるいは1万人以下）の市町村を消滅させ、できうれば20万人以上の都市に収斂させることが一応の目標となりえる。20万人以上の都市のみとするのは無理なので、こちらは目標にはでてこない。これが実現すれば、市町村の行政能力は格段に進展することは確かである。

現在の地方財政調整制度は、最富裕団体については交付金を与えず、それ以下の自治体に一般補助金である交付税の形で資金援助を行うこととなる。特定の事務については、特定補助金の形で資金援助を行うことにより、事務水準の確保がなされる。中央省庁の権限確保の効果があることも勿論である。

一般補助金は、平均的財政力が同じでも、平均値からの乖離度が大きければ、総額が膨らむ構造を有する。合併によって、税収力が変わるわけではないが、財政力の無さが平均化すれば要調整額は減少する。

市町村の行政能力の向上と平均的財政力の向上、これが市町村合併の功である。これだけなら、市町村合併推進の意義はある。財政難に悩む中央政府としては、強行的手段をも

ってしても、合併を推進するであろう。

特定補助金の方は、合併推進による削減は余り期待できない。これは、地方の問題ではなく、国と地方の関係によって決まってくる。

(2) 合併の罪

市町村合併について、様々な立場から、Q & Aの形で問題点が整理されている。中西は市町村合併に批判的で、その著作で、合併の罪を強調している¹²⁾。

ここでは、「Ⅲ 合併のねらいと影響」として、Q26～36の11項目のQ & Aを参照しておく。

Q26は都市基盤整備の進展、Q27は財政規模、Q28は地域活性化が扱われている。これらの問いに対しては、投入可能資源（資金）量は拡大するが、配分によって個別住民への効用が異なるとの回答が示されている。これらは、合併後の運営により功罪が決まることになる。可能性を広げるという面では積極的に評価すべき側面である。

Q29は、区域の拡大による行政サービスの変化についてである。旧地区担当の窓口が新市の本部に集約され、不便になったことが紹介される。これは合併のデメリットである。職員が地元にはいないので、地域の情報の把握度が落ちることが指摘されている。これが、合併における最大の問題点である。サービス供給における規模の経済性は得られても、地域の状況への適切・詳細な情報が欠ければ、効率性は下がる。

Q30は、合併による職員の質を問うている。一般には上がるとされるが、ここでは、自動的に実現しないと答えている。この点については、筆者は同書の著者と意見を異にする。企画等の職員数の増大は、分業を可能とし、ある程度の専門化を達成するので、質は上がる。合併による確実な効果と筆者が考える唯一の点である。Q31の合併による自治体の能力向上も同一線上にある。

Q32は合併による市町村のステイタス向上である。これは感覚的なもので、人により反応が異なるであろう。首長や議員は気になるようであるが、住民はどうであろうか。

Q33は自治体の適正規模である。本書での回答は過大な人口規模については否定的である。筆者も同意見である。

Q34は市町村の旧名が消滅すること、Q35は旧市町村の意見が通り難くなること、である。34は感覚の問題であり、個人の価値観に帰着する。35はQ29は同種の問題である。Q36は合併前の市町村の行政水準の違いである。ここでも、同書は人口規模拡大が行政水準の向上を意味しないと述べている。行政効率も人口10万人程度が最も一人当たり行政経費が低いという研究を紹介している。同時に、一人当たり面積が一人当たり歳出額と強い相関を持つ研究を紹介している。

同書の論述からは、合併それ自身のみによっては、行政水準も行政効率を向上しないと

結論できる。この結論には筆者も賛成である。行政効率には人口規模も関係するが、人口密度も大きく影響する。市町村の壁により、投入した資金が有効利用されないことがあるので、人口規模の拡大は行政効率に影響する。

例えば、ごみ焼却場の能力と人口規模を比較すれば明らかである。住民一人が1日1kg程度のごみを出すとすれば、1日10トンのごみを焼却する能力のある工場は、1万人規模の人口が背景になければならない。ダイオキシン対策の関係で、焼却温度を上げるために、日量150t程度の焼却量（能力）があることが望まなければ、従来の市町村では規模が小さすぎる。実際には、この問題の解決には一部事務組合を形成することで対応している地域が多い。

同じごみの例で言えば、ごみ収集は、人口密度が高い方が作業効率が良い。ごみ収集車が同じサイズだったとすれば、1日に何回収集作業を行えるかで作業能率は全く異なる。2トン車（これが多い）を一杯にしてごみを空け、また収集に戻る作業を日に何回行えるかである。走行距離が長く、1回しか作業ができない場合と、午前・午後合わせて5回程度（都市部の例）の作業ができる場合とでは能率が異なる。人口密度による差である。そして、これは合併による影響はない部分である。ごみ清掃工場（焼却工場）は一部事務組合化している市町村でも、収集は各自行っている。規模の優位性は乏しいのである。

（3）合併の功罪

合併の罪は、サービスの低下、住民の声が届かなくなること、不便になること、周辺部がさびれること、各地の個性が失われることである。合併の功はある。規模拡大による、サービス供給の規模の経済性と、企画部門の人員増大による質の向上である。反面、合併による規模拡大と人口密度を（敢えて？）混同した議論によるメリット強調がある。かつて人口規模が大きかったのは、人口集積がある都市であった。合併だけでは、密度による効率性はえられない。規模の優位性は、一部事務組合の設立により得られる。

（4）合併の代案

合併の代案として、広域連合や一部事務組合などの広域行政で対応できるのではないかと意見がある。規模の優位性は一部事務組合の設立で得られ、広域連合も組合と類似の性格を有するので、当然に出てくる意見である。

この意見について総務省は否定的である¹³⁾。そのホームページのQ&Aに「8. 市町村合併をしなくても広域連合や一部事務組合などの広域連合で十分対応できるのではないですか」との質問（項目）がある。

これへの答えとして、以下のような回答がなされている。（1）住民と広域連合や一部事務組合（以下、組合等）は、間に市町村が入っていて距離があり、責任の所在が不明確

になる。(2) 組合等の意思決定が構成市町村の意向を踏まえるので、時間・手間がかかる。(3) 組合等で行われる事務と市町村の事務が別々の主体で行われ、総合的行政展開に不都合が生じる。(4) 広域的事務組織を作ることは、人材確保と行政経費の効率利用上問題がある。

上記の(1)と(2)は説得力がある。(3)は両者で事務遂行主体を統一すればよい話しである。(4)は組織の構成次第であろう。

総務省の見解を踏まえると、組合等の意思決定が単独ででき、住民と直接に接すればよいことになる。すなわち、広域連合を自治体化すれば多くの課題が解決できる。

4. 広域市町村圏の自治体化

(1) 自治体の広域化

規模の経済を得るために、市町村の広域化が主張される。事務遂行上の効率性というよりも能率性の向上が期待できる。反面、地域住民の意向が市町村行政に反映され難くなる不安がある。組合等による対応は屋上屋を架すことになるとの反対がある。

分権の受け皿としては、中央省庁は、事務権限の受け皿としては、人口20万人以上の都市を要求しているとのことであった。市町村合併は、強行的手段によってかなり強引に進められている。反面、強いインセンティブをつけても、合併は中々進展しないのが現状である。

以上の状況を踏まえると、市町村合併を無理に進めるよりも、望ましい人口規模を有する市町村の上級自治体を創設する方が良いと考える。昔の郡制に相当する団体である。市町村側の自発的な合併を待つよりも早いし、適切な人口規模とすることも可能である。市町村は一応残すので、合併により廃止される市町村の感情的問題も生じない。屋上屋を架すとの批判は生じる。

昔の郡制に相当する団体は、現在の広域市町村圏（広域行政圏）¹⁴⁾をそのまま自治体にすれば成立する。栃木県の状況を見ると、県人口は200万人余で、10の広域行政圏が設けられている。平均人口は20万人である。広域市町村圏の自治体化という提案は、この人口規模だけをみれば、妥当性が主張できる。

子細に見ると地区毎の人口規模の差は大きい（表、広域行政圏の設定状況、参照）。最大の宇都宮地区は576,332人の人口を擁する。第2位の両毛地区が半分の288,811人であり、県都を擁する地区の人口は突出している。最小の南那須地区で53,789人である。2番目に人口が少ない日光地区が98,143人、3番目に少ない隣接する鹿沼地区が104,764人である。南那須地区に隣接するのは、那須地区（216,821人）、塩谷地区（120,444人）、芳賀地区（154,110人）である¹⁵⁾。

人口10万人未満の地区は適当な地区と一緒になればよいというのは、安直であろうが、人口規模を優先して考えるのであれば、当然に出てくる発想である。

表. 広域行政圏の設定状況（人口は平成12年10月）

地域名	人口規模	圏内市町村名
栃木地区	171,755	栃木市、大平町、都賀町、岩舟町、藤岡町、西方町
芳賀地区	154,110	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
日光地区	98,143	今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村
両毛地区	288,811	足利市、佐野市、田沼町、葛生町
鹿沼地区	104,764	鹿沼市、栗野町
南那須地区	53,789	烏山町、馬頭町、小川町、南那須町
宇都宮地区	576,332	宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、壬生町、石橋町
小山地区	219,821	小山市、南河内町、国分寺町、野木町
那須地区	216,848	大田原市、黒磯市、湯津上町、黒羽町、那須町、西那須野町 塩原町
塩谷地区	120,444	矢板市、塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町

出所：注15と同じ

（2）自治体化された広域市町村圏

自治体化された広域市町村圏（以下、広域自治圏）は、旧来の市町村はそのままの形で含む。市町村議会は解散する。団体内の地域組織の代表者会議（自治会長等）や住民投票で議会の機能は代替する。首長は残す。行政組織も一応残すが、可能な事務は広域自治圏に移行する。府県の機能もできる限り吸収する。広域自治圏は、現行市町村の事務の殆どと、府県事務の殆どを担当する強力な自治体となる。

このような改革を行うと、広域自治圏の下に置かれる旧来の自治体は自治会に毛が生えたような存在になる。それはかまわないと考える。ヨーロッパの市町村あるいは底辺部に位置する自治体は、そのような存在である。日本の市町村は基礎的自治体の名の下に、多くの行政事務の引き受け手とされてきた。自然発生的とはいえないまでの変遷を辿っているが、元々は自然発生的な村落等からできてきた団体であり、団体間の格差は大きい。そこに均一性を要求しつつ、多大な行政事務の責任を負わせたことが、日本の地方自治を機能不善にした大きな要因がある。市町村の無存在も含めて、地域の個性を認める制度にすべきである。

地域の個性を認めるということは、市町村は、日本における均一的地方行政の担い手としては不適當となる。広域自治圏という、人為的な組織を創設して、均一的地方行政の担

い手とするべきである。ここを強行的に創設すべきと考える。

この案では、全ての自治体が、先述の西尾私案の特例的扱いを受ける自治体になるとも言える。名前と最低限の行政組織は残るので、感情的要素は満足される。それ以上に、首長を残すことにより、旧来地域の利益代弁者は残ることとなる。地域住民の意思を吸い上げるルートも残る。

以上、広域自治圏を創設すべきとの主張を展開した。自治体合併が既に相当進行している中、時期を失したかもしれない。強引な割りに展望がない現行の市町村合併よりも、合併推進の目的を果たし得る可能性は高いものと考えている。

(3) 補足として

市町村合併からすると補足的事項であるが、広域自治圏の形成は、可能であれば県の解体と平行して行うことが望ましい。県の行政事務は原則として全て広域自治圏に移行すべきである。領域調整の上、国の広域行政圏に法人格を与え、道州に移行すべきと考える。その際、県の職員は、道州に移籍するのではなく、広域自治圏に移籍する。広域自治圏で吸収仕切れない（不要の）職員は、民間へ移籍すべきである。

広域自治圏の内部は、複層である必要はない。栃木県の例で言えば、宇都宮、小山、鹿沼のように、中心都市の力が圧倒的な場合は合併を行い、内部に自治体を抱えない単層の自治体とすべきである。その後で、住民自治組織と呼ばれる、準自治体的な組織を構成することが考えられてよい。住民自治組織は、小学校あるいは中学校区程度の人口規模と機能を有することが望ましい。旧来的自治体の痕跡を残す自治会連合等がその母体になるであろう。全ての地域に作らずとも、可能な地域のみでもよい。

地方自治組織には、地域教育な安全安心のまちづくり等の住民活動の核として、一定の財政収入を含めた、権能を与えるべきである。日常的な業務がないと組織としての活力を維持し難いからである。

注記

- 1) 本項の記述は、市町村自治研究会（2004）pp.4-9による。
- 2) 注1と同じ
- 3) 本パラグラフの数値等は、総務省ホームページ「市町村合併」による。
- 4) 注3と同じ
- 5) 小林（2003）p.15
- 6) 川北力（2004）p.89の図より
- 7) 横道（2003）p.12、元は西尾勝「今後の基礎的自治体のあり方について（私案）」平成14年11月であるが、次の注の本私案の解釈等については横道によったので、小論では横道を出典として示す。

広域市町村圏の自治体化

- 8) 注7と同じ
- 9) 加茂 (2003) p.38
- 10) 大森 (2003) p.16
- 11) 大森 (2003) p.16-17
- 12) 中西 (2004) p.91-113より
- 13) 注3と同じ(「市町村合併お答えします」)
- 14) 本論で使用している広域市町村圏と広域行政圏は同じものである。栃木県は、広域行政圏の名を使用している。
- 15) 栃木県総務部地方課 (2003) p.45。人口は平成12年10月のもの

文献等

- ・大森彌 (2003) 「市町村の再編と基礎的自治体論」『自治研究』第七十九卷第十二号平成十五年十二月十日発行pp.1-36
- ・川北力 (2004) 『図説 日本の財政 (平成16年度版)』東洋経済新報社
- ・加茂利男 (2003) 「『平成市町村合併』の推進過程－政策論理・推進手法・政治力学」『都市問題』第94巻第2号/2003年2月号pp.25-40
- ・小林慶太郎 (2003) 「分権改革と市町村合併」『都市問題』第94巻第2号/2003年2月号pp.13-23
- ・市町村自治研究会 (2004) 『Q & A 市町村合併ハンドブック<第3次改訂版>』ぎょうせい
- ・総務省ホームページ「市町村合併」<http://www.soumu.go.jp/gapei/> 2004年11月27日アクセス
- ・栃木県総務部地方課 (2003) 『平成15年度版 栃木県市町村要覧』栃木県地方自治研究会発行/ぎょうせい (印刷)
- ・中西啓之 (2004) 『増補新版 市町村合併 まちの将来は住民がきめる』自治体研究社
- ・横道清孝 (2003) 「市町村合併の必要性と課題」『都市問題』第94巻第2号/2003年2月号pp.3-12